

令和3年度(2021年度)
『認知症カフェ運営事業補助金』
応募の手引

募集期間

令和3年4月1日(木)～4月28日(水)※消印有効

趣旨

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相互交流を図るとともに、専門職による相談・助言等などにより、認知症の人とその家族の孤立化防止や地域で認知症の人とその家族を支える体制づくりを進めるため、広島市内で「認知症カフェ」を運営する団体等に対し、補助を行います。

申請受付、問合せ先

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2648 ファックス：082-504-2136

Eメール：hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

1 補助対象者

広島市内で認知症カフェを自主的に運営する医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社、市民団体その他の団体又は個人が対象となります。

なお、応募に当たっては、次の条件を全て満たしている必要があります。

- 広島市内に住所を有すること。
- 広島市内において認知症の人やその家族への支援の活動実績があり、かつ継続的に認知症カフェの運営を行うことが見込まれること。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- 補助金の交付を受けようとする事業について、当該年度に国、県及び市から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 補助金交付申請日現在、市税等を滞納していないこと。
- 事業を着実に実行し、認知症カフェの適切な運営が確保できると認められること。

2 補助の対象となる認知症カフェの活動

<要件>

補助対象となる認知症カフェは、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- 専ら営利を目的とした活動でないこと
- 認知症カフェの活動拠点は市民等が利用しやすい場所に開設することとし、10人以上が活動できるスペースを有すること
- 毎月1回以上定期的に開催され、1回当たりの活動時間が概ね3時間以上であること
- 認知症の人とその家族、地域住民が気軽に参加できるオープンな雰囲気であること
- 主な活動内容として、次の(1)から(5)に掲げる全ての取組を行うこと
 - (1) 認知症の人及びその家族等が安心して集い、交流する場の提供と交流の促進
 - (2) 認知症の人及びその家族等からの相談に対する助言の実施
 - (3) 認知症に関する本市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供
 - (4) 認知症に関する知識を深めるための講習会等の実施等
 - (5) 家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組
- 認知症カフェの運営スタッフとして毎回概ね3人以上が配置され、そのうち1名以上は医療・介護・福祉等の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者であること

<利用者負担金>

- 茶菓や活動に伴う原材料費等の実費については、利用者から徴収することができます。

<食品衛生法に基づく諸手続>

- 認知症カフェの活動に当たり、茶菓、食事等の提供を行う場合は、食品衛生法に基づく許可が必要になる場合があります。

3 補助採択予定数

5 4 箇所程度（中学校区を単位とする日常生活圏域におおむね 1 箇所）

※ 令和 2 年度以前に採択をされた団体は、原則として継続補助することになるため、令和 3 年度の新規採択予定数は、継続実施する認知症カフェの数を差し引いたものとなります。

4 補助対象期間

以下の補助対象期間に実施する事業が対象となります。

申請時期	補助対象期間
令和 3 年度から補助を申請する団体	令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
令和 2 年度以前に採択された団体	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

新たな認知症カフェの立ち上げ及び自立した継続運営を促進する観点から、補助期間は 1 箇所につき、5 年間を限度とします。ただし、補助期間 4 年目・5 年目においては、補助金の補助率及び上限額を段階的に引き下げるとともに、補助金の申請時には、通常の提出書類のほか、「自主財源による運営に向けた収支予算計画書」（様式第 3 号の 2）を提出していただくこととなります。

5 補助金額

認知症カフェ 1 箇所当たりの補助金額は、補助対象経費の合計額から利用者負担金等の収入額を控除した額（千円未満の端数切捨て）となります。ただし、毎月の開催回数や補助年数等に応じて補助率及び限度額を設定しています。補助率及び限度額は以下のとおりです。

○ 令和 3 年度から補助を申請する団体（補助 1 年目）

毎月の開催回数	補助率	限度額（9 か月実施）
1 回～2 回	10 / 10	年額 22 万 5 千円
3 回以上		年額 26 万 2 千円

○ 令和 2 年度以前に採択された団体

・ 平成 30 年度、平成 31 年度又は令和 2 年度から採択されている団体（補助 3 年目まで）

毎月の開催回数	補助率	限度額（12 か月実施）
1 回～2 回	10 / 10	年額 30 万円
3 回以上		年額 35 万円

・ 平成 29 年度（制度開始時）から採択されている団体（補助 4 年目）

毎月の開催回数	補助率	限度額
1 回～2 回	2 / 3	年額 20 万円
3 回以上		年額 23 万 3 千円

・ 参考：補助 5 年目

毎月の開催回数	補助率	限度額
1 回～2 回	1 / 3	年額 10 万円
3 回以上		年額 11 万 6 千円

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、補助金交付年数に含みません。

6 補助対象経費

補助の対象となる事業の実施に直接必要となる以下の経費が対象になります。

このため、新たに認知症カフェを立ち上げるための施設整備等の初度経費や、団体の運営に要する経費、人件費、スタッフ等のみで行う会合での飲食費などは対象になりません。なお、補助対象期間内の支出に限ります。

項目	内容（留意点）
謝礼金	外部から招く講師等への謝礼金
交通費	外部から招く講師等の交通費 ※市内又は近隣市町からの招へいに限る。
食糧費	外部から招く講師等の食糧費 認知症カフェで利用者等に提供する茶菓代（利用者等から実費負担を求める場合は、収入として計上してください）
消耗品費	チラシ・資料等作成に伴う紙類、文房具、茶菓等などの提供に要する什器類（使い捨てのもの）の購入、印刷・コピー代など 作業療法に使用する材料の購入など（利用者等から実費負担を求める場合は、収入を計上してください）
通信運搬費	資料送付に必要な切手代など
保険料	利用者及び認知症カフェスタッフのための傷害保険・賠償責任保険や認知症カフェの活動に伴う行事用保険に加入するための保険料など（ただし、参加者が特定でき、個別に保険に加入することが可能な場合は、参加者に実費負担を求め、収入に計上するようにしてください。）
委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用（ただし、スタッフで対応可能な業務は除くこと。）
使用料・賃借料	会場使用料、機材レンタル料、拠点以外での活動に伴う駐車料金など（公共施設を使用するなど必要最低限の額に抑えること。）
備品購入費	茶菓等などの提供に要する什器（繰り返し使用するもの）など、事業に必要な設備（備品）の購入費用。1品2万円以内で、認知症カフェのみで利用する物品とする。
修繕料	事業に必要な設備（備品）の修繕費用

※ 参加者個人の利益になる経費は補助対象となりません。参加者に実費負担を求め、収入に計上するようにしてください。

7 補助の申請、補助金の交付等

1 補助の申請

補助金の交付を受けようとする団体等は、「認知症カフェ運営事業計画書【補助事業申請書】」等の必要な書類を広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（以下「地域包括ケア推進課」という。）へ郵送又は持参により提出してください。

受付期間：令和3年4月1日（木）～4月28日（水）

ただし、持参の場合は土、日、祝日を除く。

※郵送の場合は4月28日（水）の消印有効

※ 申請団体が複数の認知症カフェの拠点を運営する場合には、拠点ごとに申請書類等の提出が必要です。

2 補助事業の決定方法

(1) 申請書類の審査

申請のあった補助事業について、「認知症カフェ運営事業実施要綱」等の規定に則したものがどうかを審査します。(審査基準は8ページのとおり)

「適否基準」の項目のうち、1つでも「否」のものがあれば、採択されません。「適否基準」が全て「適」となった団体について、地域間のバランスや「評価基準」における評価得点により、予算(補助予定団体数)の範囲内で採択を行います。ただし、原則として、1小学校区の採択数は2団体とします。(令和2年度の小学校区別採択団体数については、11ページ参照)

また、事業費については、過大な積算となっていないか、補助対象外経費が含まれていないかどうか等について審査します。

(2) 補助事業の決定

審査結果を踏まえ、補助事業を決定し、事業が採択された団体等には補助事業採択通知書を、不採択となった団体等には、補助事業不採択通知書を送付します。

また、補助事業が採択された団体等については、市のホームページにおいて、団体等名、事業内容の概要等を公表します。

3 補助金の交付

(1) 補助金の交付申請

2の(2)の補助事業採択通知書を受け取った団体等は、補助金交付申請書等の必要な書類を提出してください。補助金は、概算額を支払うこととし、地域包括ケア推進課に書類が提出された後、補助金交付決定通知書を送付し、概ね1か月以内に指定の口座に振り込みます。

なお、補助金交付申請書等の書類に不備がある場合は、補助金が交付できず、補助金不交付決定通知書を送付することがあります。

(2) 事業計画、予算の変更

補助金交付決定通知書を受け取った後、申請した内容に変更が生じる場合は、速やかに地域包括ケア推進課に御相談ください。内容によっては、事業計画変更申請書等を提出していただく場合があります。

※ 認知症カフェが毎月開催されない場合や、開催頻度の区分が変わる場合には、補助金交付額が減額となります。

(3) 事業の実績報告

補助金の交付を受けた団体等は、四半期ごとに活動日誌を地域包括ケア推進課へ提出してください。

また、補助対象期間内の全ての事業が終了後10日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、地域包括ケア推進課に補助事業実績報告書等所定の書類を提出し、実績報告を行ってください。

なお、団体の監査や理事会等での承認を経る必要があるなど、事業終了後10日以内に実績報告を行うことが困難な場合、3の(1)の補助金の支払いに必要な書類を提出する際に、理由と提出予定時期を記した文書を合わせて提出し承認を得てください。実績報告が提出された後、その内容をチェックし、書類の不備等があれば修正や追加提出などをお願いする場合があります。

書類のチェックの結果、事業内容等が適切であると認められたときは、補助金交付確定通知書により通知し、その際に補助金に剰余金が生じる場合は、これを返還していただきます。

8-1 申請時等に提出する書類(令和3年度から補助を申請する団体等)

1 補助事業申請時

- (1) 認知症カフェ運営事業計画書【補助事業申請書】(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 認知症カフェの位置図及び写真等
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) 団体及び活動の概要書(様式第4号)[申請団体の規約・会則等、認知症カフェの運営規約等を添付]
- (6) 誓約書(様式第5号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請時(補助事業採択通知書(様式第6-1号)受領後)

- (1) 補助金交付申請書(様式第7号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類
※補助金採択額と1の補助事業申請額が同額で、事業計画に変更がない場合は、(2)、(3)の提出は不要です。

3 補助金交付請求時(補助金交付決定通知書(様式第8号)受領後)

補助金交付請求書(様式第9号)

4 四半期毎

四半期分の活動日誌

5 事業計画変更時

- (1) 事業計画変更申請書(様式第11号)
- (2) 変更事業計画書(様式第12号)
- (3) 変更収支予算書(様式第13号)

6 事業終了後

- (1) 補助事業実績報告書(様式第15号)
- (2) 事業実施報告書(様式第16号)[必要に応じチラシ、写真等を添付]
- (3) 収支決算書(様式第17号)
- (4) 出納簿及び領収証書その他の収支の事実を証する書類の写し(市長が認めるものに限る)
- (5) 実施状況写真(活動内容・状況が分かるもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

8-2 申請時等に提出する書類(令和2年度以前に採択された団体等)

1 補助金交付申請時(令和3年4月1日)

- (1) 補助金交付申請書(様式第7号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 認知症カフェの位置図及び写真等
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) 自主財源による運営に向けた収支予算計画書(様式第3号の2)※

- (6) 団体及び活動の概要書（様式第4号）[申請団体の規約・会則等、認知症カフェの運営規約等を添付]
- (7) 誓約書（様式第5号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ (5)の書類は、今回の申請が補助期間4年目に該当する団体（平成29年から採択されている団体）のみ提出が必要となります。

2 補助金交付請求時（補助金交付決定通知書（様式第8号）受領後）

補助金交付請求書（様式第9号）

3 四半期毎

四半期分の活動日誌

4 事業計画変更時

- (1) 事業計画変更申請書（様式第11号）
- (2) 変更事業計画書（様式第12号）
- (3) 変更収支予算書（様式第13号）

5 事業終了後

- (1) 補助事業実績報告書（様式第15号）
- (2) 事業実施報告書（様式第16号）[必要に応じチラシ、写真等を添付]
- (3) 収支決算書（様式第17号）
- (4) 出納簿及び領収証書その他の収支の事実を証する書類の写し（市長が認めるものに限る）
- (5) 実施状況写真（活動内容・状況が分かるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 上記にて指定する様式については、地域包括ケア推進課で配布するとともに、ホームページからもダウンロードできます。

広島市HP

認知症カフェ運営事業補助金

Q 検索

■ ページ番号

215785

9 留意事項

1 衛生管理等について

認知症カフェの活動において茶菓等の提供を行う場合は、食品衛生法に基づき所定の手続きを行ってください。なお、手続きの要否は、活動内容によって異なるため、個別に広島市保健所食品指導課（電話：082-241-7404）に御相談ください。

認知症カフェの運営スタッフは、カフェ活動の場（設備及び備品等を含む）の清潔の保持に努めてください。また、運営スタッフが感染源となることを予防し、運営スタッフ自身も感染の危険から守るため、必要に応じて使い捨ての手袋を使用するなど、感染を予防するための対策を講じてください。

2 秘密保持について

利用者の個人情報およびプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、カフェ活動において知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な対応策を定めてください。

3 事故発生時の対応について

認知症カフェの活動の場で事故が発生した場合は、運営スタッフが地域包括ケア推進課、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について詳細に記録してください。

4 帳簿等の整備について

補助金の交付を受けた団体等は、領収証書を整理・保管し、現金出納簿等の帳簿を備え、補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録してください。また、領収証書及び帳簿については、当該年度終了後、5年間保存してください。

5 虚偽の申請等があった場合について

虚偽の申請があった場合、団体等の都合により事業の実施が困難になった場合などには、補助金の全部もしくは一部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。

6 情報公開等について

団体等から提出された書類等については、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、地域包括ケア推進課から問合せがあった時に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

7 事業実施期間中及び補助金交付終了後の問合せへの協力について

補助金の交付を受けた団体等に対して、事業実施期間中及び補助金交付終了以降の年度において、事業の実施状況等に関する問合せをすることがありますので、その際には、回答のご協力をお願いします。

認知症カフェ運営事業実施団体等審査基準

1 適否基準

各項目のうち、1つでも評価が「否」のものがあれば採択されません。

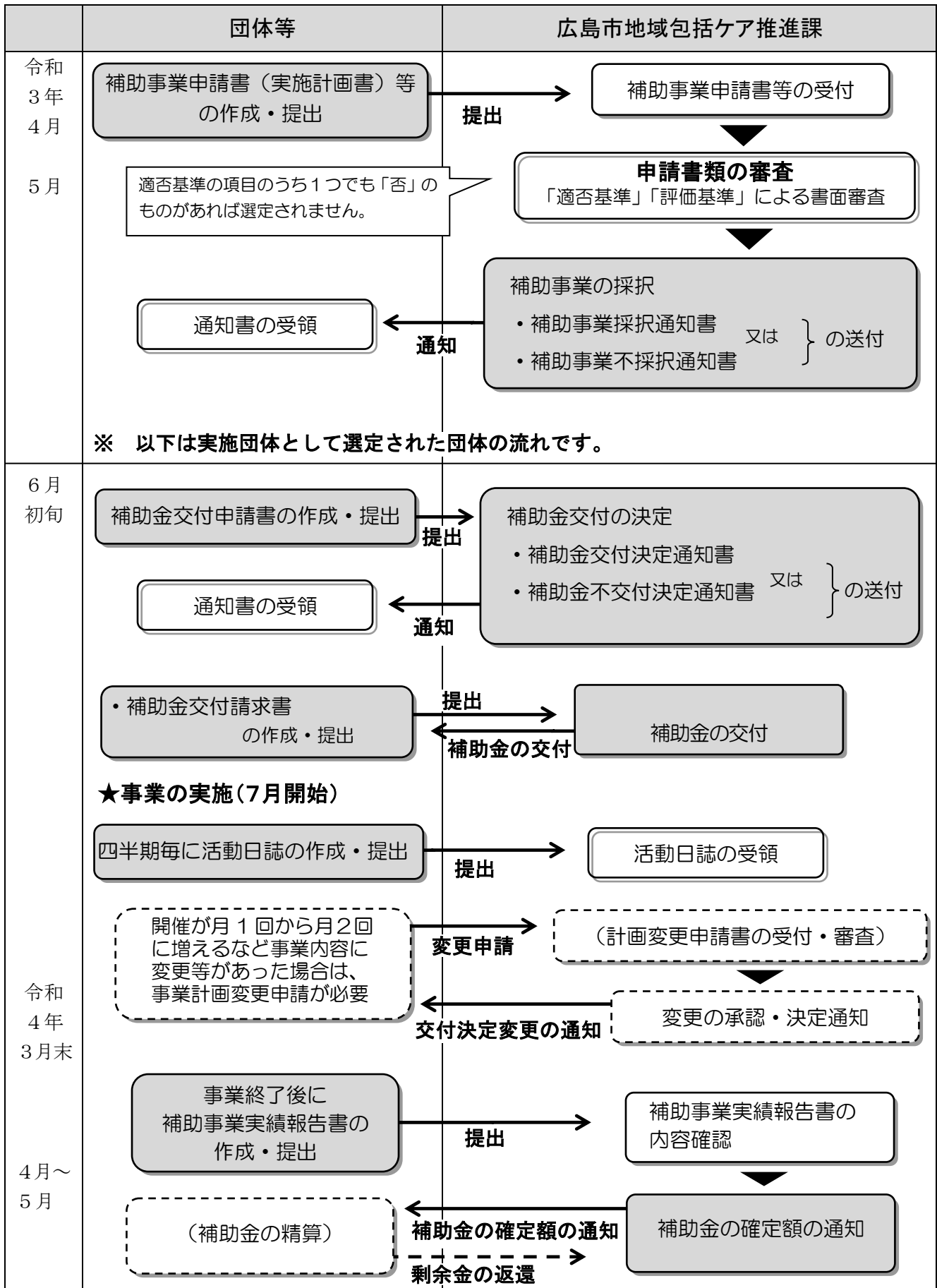
適否項目	適否内容
(1) 応募資格	「1 補助対象者」に示した応募資格を全て満たしているか。
(2) 開催回数と活動時間	毎月1回以上定期的に開催し、1回当たりの活動時間が概ね3時間以上の計画となっているか。
(3) 活動内容	補助対象となる認知症カフェの要件である5つの取組が全て計画されているか。
(4) 運営スタッフ	運営スタッフとして毎回概ね3人以上、そのうち1名以上は医療・介護・福祉等の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有するものを配置する計画となっているか。
(5) 自主財源による運営に向けた収支予算計画の妥当性	「様式第3号」及び「様式第3号の2(※)」に記載する収支予算の計画が、実現可能なものとなっているか。 (※は、補助期間4・5年目の補助を受けようとする団体のみ)

2 評価基準

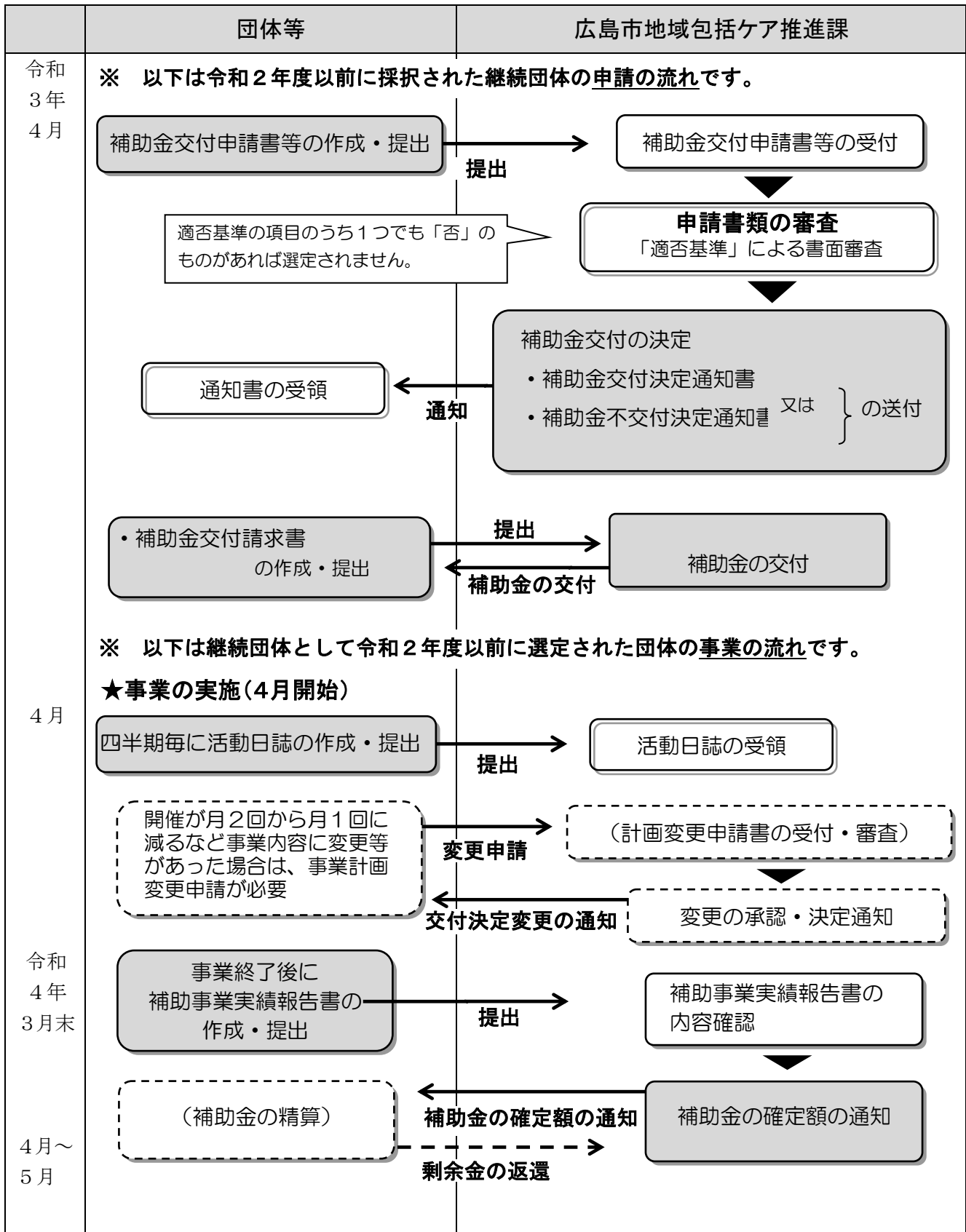
項目ごとに点数評価し、予算（補助予定団体数）の範囲内で、各地域（中学校区等）間のバランスを考慮しつつ、評価得点の合計点の高い団体から選定します。（145点満点）

大項目	評価項目	評価のポイント	配点（点）	
(1) 運営方針	①実施の目的及び事業実施により目指す効果	認知症カフェの果たす役割を認識し、認知症の人と家族の人を地域で支える上での課題やニーズ等を勘案した上で、明確に示されているか。	5	15
	②関係団体等との連携方針	事業実施に当たり、地域包括支援センターや医療・介護関係者、地域団体等と効果的な連携が期待できるか。	5	
	③ボランティア等の活用の方針	認知症サポーターをはじめとしたボランティアなど地域住民の参画を得た運営が期待できるか。	5	
(2) 実施方法	①実施場所等	市民等が利用しやすい場所に設置されるか。 一度にどのくらいの人数が利用できる拠点になっているか。	5	30
	②開催日程、開設時間	開催日程、開設時間は、市民等の利用者のニーズを反映した計画となっているか。	10	
	③運営スタッフ	常時配置するスタッフは、参加者数の見込みに対し十分な体制となっているか。また、ボランティアも含め、幅広い専門職の参画により運営されるか。	10	
(3) 活動内容	①集いと交流の場の提供、相互交流の促進	気軽に集えるオープンな場づくりとなっているか、また、地域に開かれた拠点として、地域住民も含めた相互交流を促す活動が期待できるか。	10	40
	②相談への対応	認知症の人及びその家族等からの相談に対し、専門職を含めた対応が可能となっているか。	10	
	③情報提供	市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供が積極的に行われるか。	5	
	④認知症に関する講習会等の実施	認知症の人の家族等介護者や地域住民に対し、認知症に関する知識を深めるための効果的な講習会等が企画されているか。	5	
	⑤家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組	認知症カフェの拠点以外での活動も含め、介護者の不安・負担を軽減するような効果的な取組が企画されているか。	10	
(4) 事業運営	①活動実績	これまでに認知症の人やその家族を対象とした支援活動の十分な実績があるか。	10	35
	②事業の継続性	実施場所や運営スタッフ、自主財源の確保などの面において、継続的な事業実施が期待できるか。	10	
	③秘密保持	利用者の個人情報保護及びプライバシーの尊重・保護に向けた対応策が具体的に示されているか。	5	
	④衛生管理	認知症カフェの活動において茶菓等の提供を行う際や感染症予防等の衛生管理への取組が具体的に示されているか。	5	
	⑤安全対策と緊急時の対応	日常的な安全対策や事故、災害（緊急時）、急病人の発生時の対応方針が具体的に示されているか。	5	
(5) 事業効果、独自の提案	補助採択による事業効果が期待できるか。また、申請者独自の優れた提案があるか。		10	20
	これまで認知症カフェのない地域への設置か。		10	
(6) 事業費の積算	効果的かつ効率的な事業費積算となっているか。		5	5
合 計			145	

10-1 補助制度の流れ(令和3年度から補助を申請する団体等)



10-2 補助制度の流れ(令和2年度以前に採択された団体等)



【参考】令和2年度 小学校区別採択団体数

区	地域包括支援センター 担当圏域	小学校区	令和2年度 採択団体数
中	1 織町(基町地区)	基町	1
		白島(二葉・大州包括圏域を除く)	
	2 織町(基町地区以外)	織町(二葉・大州・段原包括圏域を除く)	
		広瀬(中広包括圏域を除く)	
	3 国泰寺	袋町	
竹屋		2	
千田			
4 吉島	本川	1	
	中島		
5 江波	吉島東	1	
	吉島		
6 福木・温品	神崎		
	舟入	1	
7 戸坂	江波	1	
	福木 (福田地区)	1	
8 牛田・早稲田	温品 (馬木地区)		
	温品	1	
9 二葉	上温品		
	戸坂		
10 大州	戸坂城山		
	東浄	1	
11 段原	牛田新町		
	牛田		
12 翠町	早稲田	1	
	中山		
13 仁保・楠那	尾長		
	矢賀		
14 宇品・似島	白島(織町包括圏域を除く)		
	織町(織町包括圏域を除く)		
15 中広	荒神町		
	大州		
16 観音	青崎	1	
	向洋新町		
17 己斐・己斐上	白島(織町包括圏域を除く)		
	織町(織町包括圏域を除く)		
18 古田	段原		
	比治山	1	
19 庚午	織町(織町包括圏域を除く)	1	
	皆実	1	
20 井口台・井口	翠町		
	大河	1	
21 城山北・城南	黄金山		
	仁保		
22 安佐・安佐南	楠那		
	宇品東		
23 高取北・安西	宇品		
	元宇品		
24 東原・祇園東	似島・似島学園		
	広瀬(織町包括圏域を除く)		
25 祇園・長束	大芝		
	三條		
26 戸山・伴・大塚	天満	1	
	観音		
27 白木	南観音		
	己斐		
28 高陽・亀崎・落合	己斐東		
	己斐上		
29 口田	山田	1	
	古田台		
30 三入・可部	古田		
	高須		
31 龜山	庚午	1	
	草津		
32 清和・日浦	鈴が峰	2	
	井口台		
33 瀬野川東・瀬野川 (中野東小学校区)	井口		
	井口明神		
34 瀬野川(中野東小学 校区を除く)・船越	梅林	1	
	八木		
35 阿戸・矢野	川内	2	
	緑井	1	
36 湯来・砂谷	毘沙門台	1	
	安東		
37 五月が丘・美鈴が丘	古市	1	
	大町		
38 三和	上安	1	
	安北		
39 城山・五日市観音	安		
	安西		
40 五日市	安西		
	安西		
41 五日市南	安西		
	安西		

区	地域包括支援センター 担当圏域	小学校区	令和2年度 採択団体数
安佐南	24 東原・祇園東	東野	
		中筋	
25 祇園・長束	原	1	
	原南		
26 戸山・伴・大塚	祇園		
	山本		
27 白木	春日野		
	長束		
28 高陽・亀崎・落合	長束西		
	伴南		
29 口田	大塚	1	
	戸山		
30 三入・可部	伴		
	伴東		
31 龜山	井原		
	志屋		
32 清和・日浦	高南		
	三田		
33 瀬野川東・瀬野川 (中野東小学校区)	狩小川 (狩留家地区)		
	(小河原・上深川地区)		
34 瀬野川(中野東小学 校区を除く)・船越	深川	1	
	亀崎		
35 阿戸・矢野	倉掛	1	
	真亀		
36 湯来・砂谷	落合東	1	
	落合		
37 五月が丘・美鈴が丘	口田東		
	口田	1	
38 三和	大林		
	三入	2	
39 城山・五日市観音	三入東		
	可部	2	
40 五日市	可部南		
	龜山	1	
41 五日市南	龜山南		
	鈴張		
21 城山北・城南	小河内		
	飯室	1	
22 安佐・安佐南	久地南		
	筒瀬		
23 高取北・安西	日浦	1	
	中野東	1	
24 東原・祇園東	瀬野		
	みどり坂		
25 祇園・長束	中野		
	畑賀		
26 戸山・伴・大塚	船越	1	
	阿戸		
27 白木	矢野西		
	矢野		
28 高陽・亀崎・落合	矢野南		
	湯来東		
29 口田	湯来西		
	湯来南		
30 三入・可部	石内(三和包括圏域を除く)		
	五月が丘		
31 龜山	美鈴が丘		
	石内(五月が丘・美鈴が丘包括圏域を除く)		
32 清和・日浦	河内		
	藤の木		
33 瀬野川東・瀬野川 (中野東小学校区)	彩が丘		
	石内北		
34 瀬野川(中野東小学 校区を除く)・船越	八幡東		
	八幡		
35 阿戸・矢野	五日市観音西	1	
	五日市観音		
36 湯来・砂谷	五日市	1	
	五日市中央		
37 五月が丘・美鈴が丘	五日市南		
	楽々園	1	
38 三和	合計	46	

申請受付、問合せ先

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

電話：082-504-2648 ファックス：082-504-2136

Eメール：hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp